

家族が逮捕されてしまった場合② 身柄解放への手続(テキスト版)

※動画より一部省略等していることがありますので、詳細は動画をご覧ください。

皆さんこんにちは。弁護士の山上祥吾です。

(「家族が逮捕されてしまった場合①」に引き続き)逮捕された後の手続についてご説明します。

「逮捕」の期間は、警察で48時間+検察で24時間の合計72時間以内となっています。

その72時間の間に、検察官が、裁判官に、「勾留」を請求するかどうかを決めます。

「勾留」というのも身柄拘束で、逮捕と違い、原則10日で、さらに10日延長できます。

検察官が「勾留」を請求した場合、ほぼ、裁判官はこれを認めます。

ですので、多くの事件で、勾留期間は10日+10日で20日になります。

その間に、検察官は、正式に起訴するかどうか(すなわち、裁判にかけるかどうか)を決めることになります。

検察官が、被疑者を正式に起訴しない、と決めた場合には、以下になります。

不起訴→嫌疑不十分というものです。

起訴猶予→有罪にできる証拠はあるものの、色々な事情を考慮して、起訴しないで釈放するものです。

略式命令→罰金を払うものです。

身柄を拘束されている状態で正式起訴となると、まだ身柄拘束は続きます。

もっとも、正式起訴された後は、保釈という制度があります。

保釈は、簡単に言えば、一定の条件がある場合、例えば、逃亡のおそれがないとか、証拠隠滅のおそれがないという場合に、保釈金(保釈保証金)というのを預けて、釈放してもらう制度です。

その後、逃げて裁判に出なかつたりすると、保釈保証金が没収ということになります。

法律上は保釈が原則となっているのですが、実際の運用では、保釈される場合というのが非常に限定されています。

そして、起訴され、正式裁判になった場合には、有罪又は無罪ということになります。

有罪の場合には、実刑、罰金又は執行猶予ということになります(もちろん、不服がある場合には上訴が可能です)。

弁護士が依頼を受けた場合には、以上の手続において、なるべく早く身柄が解放されるよう弁護活動を行っていくこととなります。

そして、具体的な弁護活動の内容については、「ご家族が逮捕されてしまった場合」の③及び④をご覧ください。